

# コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の 一体的推進について

## 参考資料

文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課  
地域学校協働活動推進室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 事業実施における注意事項

# 事業実施における注意事項①

## 【要注意：不適切経理について】

**不適切経理（返納）案件が多発**しています。

→ 実績報告書提出前の確認を強化（複数名による確認を）

→ 都道府県においては、間接補助先が提出する会計書類を、文科省に提出する前にしっかりと確認することが必要

### 〈よくある「不適切経理」の事例〉

- 謝金の**二重払い、過払い**（出勤簿等の確認漏れや、放課後子供教室の標準的な日数・時間を超えた支出など）
- 消耗品の**年度末執行**（年度末における年度内に使用しないコピー用紙の大量購入など）
- 本補助事業における**補助対象外経費**に該当する支出（備品、子供たちの保険料、修繕費、料理教室等における子供たちの食材費など）
- 補助金担当者と事業実施担当者が異なることによる実績報告書の誤り

→ 不適切経理が発生した場合は、**全ての会計書類の提出を求めます。**

## 事業実施における注意事項②

### 【これまでの補助金返納事案】

以下の事案について、補助金の執行上不適切なものとして返還措置を講じています。

#### 〈事案の概要〉

- 地域学校協働活動推進員への謝金の支払いについて、実際の活動時間に謝金単価を乗じた金額のみを国庫補助対象としていたところ、実際には活動していない時間（有給休暇等）を含めて補助対象経費を算定していた。
- 放課後子供教室を児童館で実施する際、児童館職員を「放課後子供教室に従事させる者」として兼務させていたが、児童館職員として勤務している時間と放課後子供教室に従事している時間との切り分けができておらず、実際に従事した時間に基づかない方法で謝金の支払金額を算定していた。
- 年度の途中までは実績額を計上していたものの、年度の途中以降は支出見込額を実績として実績報告書に計上し、実際の支出額が報告書における補助対象経費とは異なる額となっていた。

## 【補助対象外経費について】

よくある質問

### 〈備品と消耗品の違い〉

本補助金においては、一部事業における例外を除き、**備品の購入はできません**。

なお、この場合の備品とは、「**1個当たりの金額が3万円以上**」です（3万円未満のものは消耗品）。

ただし、各地方公共団体の会計基準等に基づく規定がある場合はこの限りではありません。

（参照：学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領）

### 〈修繕費〉

学校設備などの**修繕費は補助対象外**です。

※ 放課後子供教室及び平成27年度と28年度補正予算に係る補助金で購入した備品に対する修理費用は、国庫補助率1/3の補助金において、補助対象経費として計上いただいてもかまいません。ただし、「雑役務費」として取り扱うこととします。

### 〈保険料〉

活動に参加する**子供たちの保険料**（一部事業を除く）、ボランティア等の**雇用保険**は、補助金の**対象外**です。

※ 保険料を補助対象経費として計上する場合は、保険加入者一覧等の関係書類を保管しておく必要があります。

## 【補助対象外経費について】

よくある質問

### 〈謝金〉

謝金の支給対象者であっても、日誌や活動記録などで**活動時間が確認できない者への謝金は補助対象外経費**です。

※ 謝金を補助対象経費として計上する場合は、以下のような関係書類を保管しておく必要があります（外部に業務委託を行う場合も同様です）

- ・ 出勤簿（活動時間が確認できるもの）
- ・ 領収書（又は支出命令原義書） 等

### 〈「地域と学校の連携・協働体制構築事業」における謝金支払いに係る例〉

例①コーディネーターの謝金単価が地方公共団体の規定により、活動時間に関わらず1日当たり2,000円と定められており、出勤簿での活動時間管理を行っていない。

⇒ 本コーディネーターに係る謝金は、全額補助対象外

例②コーディネーターの謝金単価が1時間当たり1,480円であるA市において、活動時間に関わらず、毎月30,000円の謝金を支払っている。

ある月の活動時間：20時間 →  $1,480円 \times 20h = 29,600円$  ⇒ 29,600円が対象経費で、残りの400円は対象外経費

ある月の活動時間：25時間 →  $1,480円 \times 25h = 37,000円$  ⇒ 全額（30,000円）が対象経費

※実際の謝金の支払いに当たっては、各事業の実施要領に基づき、適切に取り扱うこと。

## 【補助対象外経費について】

よくある質問

### 〈会議費〉

補助対象経費となるのは出席した人数分の水又はお茶代のみであり、**以下のものは補助対象外経費**です。

- ・会議のための**茶菓子**
- ・**コーヒーやジュース等**
- ・**カウントできないお茶の葉やコーヒーの粉**

※ 自治体の会計規則等において別途定めがある場合は対象経費として認められる場合があります。その場合、文部科学省まで当該会計規則等の提出が必要となりますので、御用意ください。

また、**イベント参加者に対して**ペットボトルのお茶を配布したような場合は、**会議費に当たりません**ので、**補助対象外経費**です。（熱中症対策であっても、事前・事後に全員に配布するお茶は、会議費の対象とはなりません）

※ 会議費を補助対象経費として計上する場合は、開催通知、出席者一覧、議事録等の関係書類を保管しておく必要があります（出席者の数と、購入したペットボトルの数が一致する必要があります）

## 【補助対象外経費について】

よくある質問

### 〈旅費・交通費〉

活動に参加する子供たちの旅費・交通費など受益者で負担すべきものは補助対象となりません。

また、各事業におけるスタッフ、ボランティア等に対する旅費・交通費の支給の範囲、条件等については、各事業の実施要領を必ずご確認ください。

### 〈教材費〉

料理教室における材料費（食材費）など受益者で負担すべきものは補助対象となりません。

### 〈消耗品〉

本補助金における各事業は単年度事業であるため、次年度準備のための消耗品の購入は補助対象となりません。



## 【委託費について】

よくある質問

### 〈事業の実施主体〉

本プランの各事業の**実施主体は都道府県、市町村**です。

したがって、**実施主体そのものが変わる形での事業の実施**（市町村への間接補助を除く団体への補助金、助成金、負担金等の支出）**はできません**。

### 〈委託できる業務の範囲〉

事業の**すべてを外部委託することはできません**。委託できるのは事業の一部であって、行政が直接執行するよりも効率的かつ効果的である場合です。

なお、**以下の取組は自治体が責任をもって実施すべき**であることから、**委託することはできません**。

- 推進委員会・運営委員会の設置
- 取組の方向性についての検討や事業の検証・評価

## 【委託費について】

よくある質問

### 〈事業受託先による経費の支出に係る会計基準〉

外部団体に事業を委託する場合でも、**会計上の基準等は自治体が直接実施する場合と同様**です。

そのため、**実施要領において定めのない費目**（交際費や施設整備費など）は**補助対象経費に計上できません**。

### 〈委託費の精算・額の確定〉

委託費を補助対象経費として計上する場合は、以下のような関係書類を保管しておく必要があります。

- 契約書など支出の根拠となる資料
- 事業実施報告書など事業の遂行が確認できるもの
- 委託業務に係る金額の確定に要する資料（スタッフの出勤簿や消耗品等に係る支出明細など）

## 【委託費について】

よくある質問

### 〈その他〉

- ① 委託した業務についても、**実施主体は都道府県・市町村**あることから、**業務受託先の取組や経費の執行に関しては十分にご確認願います**。（業務受託先の経費執行に誤りがあるケースが散見されます。）
- ② 本事業の目的は、地域住民の自主的な参画により地域の教育力の向上を図り、**地域全体で子供たちを育む体制づくりを推進すること**です。  
そのため、外部団体に委託する場合であっても、**活動のすべてを受託先で実施するのではなく、地域住民の幅広い参画が得られるよう工夫を図る**など、本事業の趣旨を踏まえた取組をお願いいたします。

# 新型コロナウイルス感染症対応下における 地域と学校の連携・協働の取組事例

# Withコロナ、Afterコロナ社会における地域学校協働活動の取組事例 (兵庫県三田市)

学校の休校や講座・イベントの自粛等が続く中で、地域の様々な人材が連携・協働し、工夫された取組を実施することで、子供たちの様々な体験・学習の機会を提供（オンラインを活用した地域学校協働活動）

## 「こうみん未来塾」

(市全域を対象とした取組)

### 取組の概要

大学・高等学校・博物館、企業や地域人材など、市のあらゆる人材と協働し、子どもたちに「本物に触れる」体験講座を実施（三田市の偉人「蘭学者 川本幸民」にちなんで名付けられた）

### 工夫

「こうみん未来塾“おうちでこうみん”」と題し、講師等の協力により、プログラムの一部を自宅でも体験できるツールとして動画や教材を作成し、市のホームページで紹介

### 内容

- ◆ 講師自作の動画
- ◆ ペーパークラフト
- ◆ プログラミングツール
- ◆ 博物館所蔵の貴重映像

など、幅広い分野の多彩なコンテンツを集約して掲載

※ 著作物については制作者等の承諾を得て紹介



### 関係者の声

#### 【保護者】

「子どもの興味の幅が広がることが期待できる。」

#### 【講師】

「講座やイベントを自粛する中でも、プログラムを知ってもらえる機会になった。」  
「子どもの学ぶ機会・体験する機会を提供する新たな手法が見いだせた。」

## 「放課後子ども教室」

(各学校区での取組)

### 取組の概要

各学校区の地域が主体となって、学習支援や将棋・スポーツなどの地域の先生講座や、地域を巻き込んだ交流イベントを実施

### 工夫

「放課後子ども教室“おうちで寺子屋”」と題し、地域の方が作成した活動プログラムの一部等を市のホームページで紹介  
地域の放課後子ども教室独自のホームページを立ち上げ

### 内容

- ◆ 算数が楽しく取り組めるプリント
- ◆ 親子クッキングレシピ
- ◆ 将棋の問題
- ◆ 家でできるトレーニング動画

など、自宅で取り組めるコンテンツを紹介

※ 著作物については制作者等の承諾を得て紹介



### 関係者の声

#### 【保護者】

「いろんなコンテンツがあって子どもの興味の幅が広がり、親子で取り組みば会話もはずむので助かっている。地域の人の温かさを感じる。」

#### 【地域の支援者】

「様々な活動を自粛するなか、子どもや保護者のために少しでもできることがあって、活動者自身が元気をもらっている。」



# 「放課後子ども教室でのオンライン体験活動」

(神奈川県 鎌倉市)



## 取組の概要や経緯

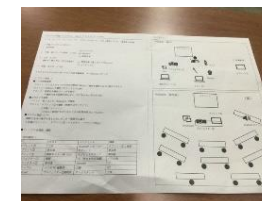
- ・鎌倉市では「出あう、つながる、ふるさとで自ら育つ」を放課後子ども教室（以下、「子ども教室」と表記）の理念として掲げ、地域を活かした体験活動を展開してきた。
- ・新型コロナウイルス感染症対策による子ども教室の休止をきっかけとして、オンラインでの取組の必要性が高まり、地域コーディネーター数名によるオンラインプロジェクトチームを発足させ、連携する大学等の支援も受けつつ、リアルタイム配信での体験活動を実施することとなった。

## 内容

- Zoomを使用した双方向の交流プログラム  
普段から子ども教室で活動している地域団体やNPO、大学生らが講師となり、クイズやゲームを通して交流したり、工作や科学実験、英会話などの体験活動を行ったりしている。
- Facebookを使用した体験プログラム  
子ども教室で実施した体験活動を動画コンテンツとして各施設で投稿し、子ども教室に来られなかった児童等への情報発信をしている。



月に一度、コーディネーターが実践を基にミーティングをしている。



ソーシャルディスタンスを考慮しつつ、交流が円滑に進むよう綿密に計画している。

## ポイント

- オンラインプロジェクトチームが市内の各小学校を回り、リアルタイム配信のプログラムの技術支援をしている。活動は担当コーディネーターが企画し、現場の支援員が運営することで、役割分担を明確にしている。
- 講師は児童にとってもなじみのある地域人材に限定している。
- メインのPCに加え、複数のタブレット端末を併用することで、講師と児童とのやりとりが円滑に進み、交流している実感をもたせられるよう努めている。

鎌倉市立今泉小学校の様子。プロジェクターとスクリーンで大学生と子ども教室をつないでいる。

## 今後の方向性

- 新型コロナウイルスの状況を注視しながら、従来の対面型のプログラムとオンラインプログラムを両立し、ハイブリット化していく。
- オンラインプログラムを録画しアーカイブ化することで、対面型のプログラムの実施が再び困難になった場合にも子どもたちの体験の機会を失わないよう、アーカイブ化の検証を行う。
- オンラインならではの良さを活かした、遠隔での交流活動なども展開していく。

## 参加者の声

- 子ども教室支援員「1人ずつ順番に呼ばれ、マイクの前で答えを言っていく形式に緊張しつつも、答えられて嬉しそうでした。子どもたちにはとてもよい経験になりました。」
- 参加児童「大好きな大学生のお姉さんとまた交流できて、うれしかった。」「緊張したけれど答えられて良かった。クイズもすぐにわかったので楽しかった！」「ロケットの工作で、先生が褒めてくれてうれしかったし、質問にもたくさん答えてくれて、楽しかった。」

# オンラインでの学校運営協議会の開催

(三鷹の森学園コミュニティ・スクール委員会／東京都三鷹市)

## 取組の概要や経緯

- ◆ 三鷹の森学園コミュニティ・スクール委員会は、3校（1中学校・2小学校）の学校運営協議会で、23名の学校運営協議会委員（うち2名は地域学校協働活動推進員）と4名の事務局員の合計27名で構成されている。
- ◆ 年度当初に学園の経営方針と各学校の経営方針の承認を行う委員会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により延期を余儀無くされていた。しかし、経営方針の承認をできるだけ早く行うべきとの判断から、地域側からの提案により一部リモートによる委員会開催が実現した。

## 内容

- ◆ 各校長と学校運営協議会会長、副会長、事務局、市教育委員会担当者が小学校に集まり、その他の委員はリモートで参加。  
※ 小学校への出席者も3密にならないよう対策を講じた。
- ◆ 現在各学校が行っている感染症対策や具体的な学校の対応方針が共有された。
- ◆ 協議により、学園の経営計画に新型コロナウイルス感染症対策の徹底に関して盛り込まれることになった。

## ポイント

- ◆ この状況だからこそその協議を行うことができた。
- ◆ 学校運営協議会の会長が中心となりWEB会議の環境を整えるなど、新しい取組に前向きな委員が多かった。

## 参加者の声

- ◆ 前例にとらわれず「今できること」を委員と学校で熟慮した結果、コミュニティ・スクール委員会で「新しい生活様式」を体現する素晴らしい取組になった。
- ◆ リモートであっても、顔を見て情報・意見交換ができ、結論だけでなく、そこに至る経緯も知ることができたことで、「お互いの信頼関係」が一層深まった。



## 今後の方向性

- ◆ 学校運営協議会のリモート開催の試みについては、今回の感染予防対策に限らず、今後も協議・情報共有等の手段としての活用や、コミュニティ・スクールの活動に、より幅広い地域人財の参加を促す契機となる可能性が考えられる。これらの可能性を踏まえつつ、今後について模索していく。

# 「新・放課後子ども総合プラン」関係資料



# 新・放課後子ども総合プランを一層推進するためのポイント －関係者との連携－



## 背景

文部科学省と厚生労働省では、平成30年9月14日に「新・放課後子供総合プラン」（2019年度～2023年度）を策定し、**全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めている。**

## 一体型

同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室のプログラムに参加できるもの。

## 関係者の連携・協働

- 放課後児童クラブも放課後子供教室も、通うのはその学校の児童
- ⇒ 同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、**学校関係者と両事業の関係者が、立場を超えて放課後児童対策に取り組むことが重要。**

### 教育部局と福祉部局の連携



- 子供の最善の利益をいかに実現していくかは、児童福祉事業である放課後児童クラブに限らず、**放課後児童対策全般に強く求められている。**

### 学校と事業の関係者の連携



- **学校の教職員や放課後児童クラブ、放課後子供教室の関係者との間で共通理解や情報共有を図ることが重要。**
- 特に両事業を小学校内で実施する場合は、連携が図りやすい環境にあることを活かし、**日常的・定期的に情報共有を図ることが重要。**
- **学校運営協議会において情報や課題等を共有し、活動の改善や発展につなげることも重要。**

### 地域学校協働活動の一環として推進



- 地域と学校が連携・協働し、子供の地域における多様な体験や学びの機会の充実を図ることが重要であり、多様な人材の参画を促進し、**社会総掛かりでの教育の実現が重要。**
- 両事業を一体的に実施することにより、全ての児童と一緒に参加できる学習・体験活動プログラムを実施することが必要。
- **地域学校協働活動推進員等が中心となって共通プログラムの内容充実を図ることが望ましい。**

## 国全体の目標 (関連部分抜粋)

- ◆ **全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について1万カ所以上で実施することを目指す。**
- ◆ 新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室等を整備等する場合には、**学校施設を徹底的に活用。**
- ◆ 新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- ◆ 既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。

**全ての児童の安全・安心な居場所の確保を実現**

## 学校施設の徹底活用

- 学校は放課後も児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所
- ⇒ **学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等の徹底的な活用を促進。**

### 責任体制の明確化



- 学校教育の一環として位置づけられるものではないことから、**実施主体は学校ではなく教育委員会、福祉部局等となる。**
- あらかじめ事故が起きた場合の対応などの取決めについて協定を締結するなど、**学校施設の使用にあたって学校や関係者の不安感が払しょくされるよう努めることが必要。** ※参考※ 令和元年7月4日付「放課後児童クラブの実施における学校施設の管理運営上の取決めについて（通知）」

### 余裕教室等の活用



- 各学校の余裕教室等の年間使用計画等については、地域の実情に応じて、関係者間の理解を深めつつ、協議を行うことが望ましく、**使用できる余裕教室がないか十分協議することが必要。**
- 市町村教育委員会は、余裕教室等の使用計画や活用状況等について公表するなど、可能な限り、検討の透明化を図ることが求められる。
- **余裕教室に加え、学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等のスペース等について一時的な利用を積極的に促進することが望まれる。**

## 総合教育会議の活用

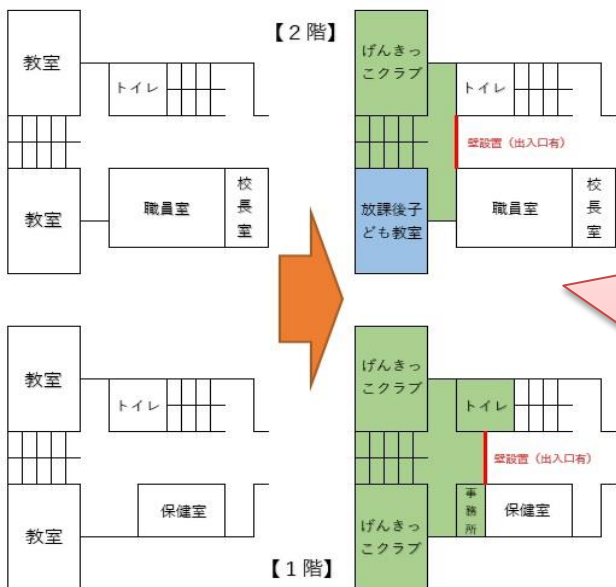


- 総合的な放課後対策の必要性
- ⇒ 総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後児童対策の在り方について十分に協議し、放課後等への学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図ることも重要。

# 余裕教室等の活用事例

## 貞光小学校 徳島県つるぎ町

【貞光放課後子ども教室】【貞光げんきっこクラブ】



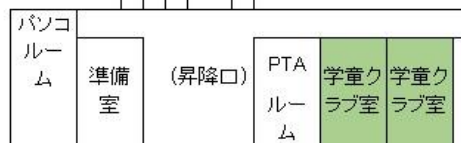
小学校の改装に伴い、余裕教室4部屋を放課後児童クラブに転用した。平成27年度から校区で放課後子供教室を開始、平成28年度から児童クラブで使用していた1部屋を放課後子供教室で活用し、一体型として実施している。

## 小平第八小学校 東京都小平市

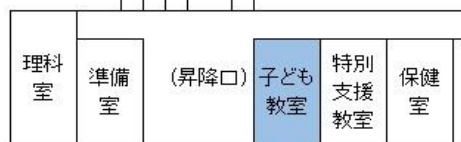
【小平第八小放課後子ども教室】【小平第八小学童クラブ】



【北校舎】



【南校舎】



放課後子供教室及び学童クラブは、以前より学校に設置され一体型として運用されていたが、学童クラブ入会児童数の増加に伴い、学童クラブ室として平成30年度に1部屋、平成31年度にさらに1部屋を転用し、学童クラブ室は現在3部屋となっている。

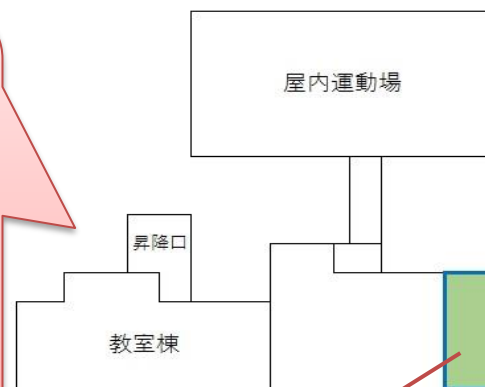
### ◇学校施設徹底活用の工夫

- 最初の1部屋は、体育館の準備室を活用して学童クラブ室に転用した。
- あとの2部屋も様々な目的で学習活動等に利用されてきた教室であったが、平成30年度に学童クラブ室とする際に、教室配置の調整を学校に依頼し転用。
- また平成31年度には、低学年が中心の学童クラブのために、1階ランチルームを学童クラブ室とし、3階教室をランチルームへと改修して使用している。
- 体育館・校庭は、そのつどの手続きなしで使用できるように取り決めを行っている。

## 大浜学園(大坂小学校・千浜小学校) 静岡県掛川市

【大浜学園放課後子ども教室】【千浜小学童保育所】

1階は、余裕教室を転用して学童占有スペースとした。課業日の放課後は体育館を主な活動場所とし、夏季休業日等は2階の図書室も含め放課後子供教室のプログラム実施に活用している。



1階…学童占有スペース  
2階…図書室(放課後子供教室)

- 放課後子供教室は平成16年度開設。地域の方及び保護者の協力により、24種類の教育プログラムを子供たちに提供。
- 高学年の授業時間への配慮や移動のための動線確保により、放課後子供教室と放課後児童クラブが一体型として円滑に活動。